

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和元年度特定公募型研究開
発業務（ムーンショット型研究開発）に関す
る報告書及び同報告書に付する
経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和2年11月24日

経済産業省 産業技術環境局

新エネルギー・産業技術総合開発機構室

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）
第27条の3の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発
機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報
告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構令和元年度特定公募型研究開 発業務（ムーンショット型研究開発）に関す る報告書及び同報告書に付する 経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット
型研究開発）に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット
型研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見・・・・・・・・ 37

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

令和元年度特定公募型研究開発業務

(ムーンショット型研究開発) に関する報告書

目 次

I. 令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発） に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
II. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資料1 産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金） 交付要綱（平成31年3月15日 20190313財産第7号）	
資料2 産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金） 実施要領（平成31年3月15日 20190313財産第7号）	
資料3-1 ムーンショット型研究開発事業の実施に関する規程（平成31年3月19日 平成30年度規程第16号）	
資料3-2 ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達（平成31年 3月19日 平成30年度機構達第9号）	
資料4 参照条文等	

I. 令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型
研究開発）に関する報告書

令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（以下「業務」という。）として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進すると定められたことを受け、平成31年3月20日に、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（20190313財産第7号）（資料1）に基づき200億円が機構に交付され、平成31年3月27日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定および産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（20190313財産第7号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金を造成した。また、令和元年11月6日に、同様に4億円が交付され、令和元年11月19日に基金を造成した。

2. 基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、ムーンショット型研究開発事業推進室を設置し、業務に必要な体制を構築した。ムーンショット型研究開発の運用は「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（平成30年12月20日総合科学技術・イノベーション会議）を踏まえ、機構において関係規程（資料3-1）の整備を行った。

基金の運用については、「ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達」（平成31年3月19日 平成30年度機構達第9号）（資料3-2）を制定した。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

（単位：百万円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
前年度末基金残高(a)	—	20,000	20,195
収入	国からの資金交付額	20,000	400
	運用収入	—	0
	その他	—	0
	合計(b)	20,000	400

支 出	事業費	—	25	4,208
	管理費	—	180	193
	合計(c)	—	206	4,401
国庫返納額(d)		—	—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		20,000	20,195	16,195
(うち国費相当額)		(20,000)	(20,195)	(16,195)

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	平成30年度	令和元年度
実施決定件数(単位:件)	-	-
実施決定額(単位:百万円)	-	-

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和元年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

(令和元年度末基金残高) ÷ (令和2年度以降業務に必要となる額)

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

ムーンショット型研究開発制度においては、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推進することとされている。この研究開発の推進に向けて、機構は適切な評価体制を構築した上でプロジェクトマネージャー(PM)を公募・選定し、選定後はPMの研究開発計画立案の支援、また研究開発実施期間中はPM活動支援等、研究開発の支援を実施する。さらに、定期的な研究開発プログラムの進捗状況の把握に努めるとともに、中間評価・終了時評価を通じて、効果的な事業運営を実施していく。

令和元年度は、内閣府の「ムーンショット型研究開発制度に係るビジョナリー会議」(ビジョナリー会議)に出席し、平成31年3月から計4回にわたりムーンショット目標策定に向けた議論を行った。また、令和元年7月のビジョナリー会議において、目指すべき未来像及び25のムーンショット目標例並びに目標策定の進め方が提示されたことを踏まえ、専門家ヒアリング、及び令和元年12月の「ムーンショット国際シンポジウム」の分科会の企画、並びに分科会の議論の基礎となる「Initiative Report」の作成等を進め、ムーンショット目標案の具体化に貢献した。さらに、令和2年1月の総合科学技術・イノベ

ーション会議において決定したムーンショット目標、及び経済産業省が定めた研究開発構想を踏まえ、プログラムディレクター（PD）を任命し、「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」のムーンショット目標について、PM及び研究開発プロジェクトの公募を開始するなど、着実に事業運営を実施した。

II. 參考資料

経済産業省

20190313財産第7号

産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

平成31年3月15日

経済産業大臣 世耕 弘成

産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附随する業務（以下、「ムーンショット型研究開発事業」という。）を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、ムーンショット型研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める

書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第5条 大臣は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

- 2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第6条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第7条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、大臣が別途定める「産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）第2の2.に定める事項について公表しなければならない。

- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第8条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（是正のための措置）

第9条 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 機構が、基金をこの要綱の規定に違反して使用した場合
 - 三 機構が、基金を実施要領に定める基金事業以外に使用した場合
 - 四 機構が、基金の運用に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 五 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 六 前五号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しがあった場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第6号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 5 機構は、第2項の規定による返還を命じられた場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第10条第4項の規定を準用するものとする。

(契約等)

- 第13条 機構は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第14条 機構は、基金事業の遂行に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの(以下「秘密情報」という。)については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
- 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

- 3 機構は、基金事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

- 4 本条の規定は基金事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行(適用)する。

経済産業省

20190313財産第7号

産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

平成31年3月15日

経済産業大臣 世耕 弘成

産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けてムーンショット型研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、ムーンショット型研究開発事業を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定めるムーンショット型研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

(1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示され

ている保有割合をいう。)、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣(以下「大臣」という。)に報告しなければならない。

- (2) 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。)第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6ヶ月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

(1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

- ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・ 金融機関への預金(普通預金又は定期預金)
- ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。なお、基金事業の実施に必要な事務に要する経費は、別表によるものとする。

(3) 基金からの支払いに当たっては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の遂行が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

(1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。

① 機構が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外に使用した場合

③ 機構が、基金の運用に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 機構は、基金管理の終了後において、機構が基金事業に係る経費を配分した対象者（以下「事業者」という。）から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

(1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1)の検査等により、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

(1) 大臣は、8.に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 ムーンショット型研究開発事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的

本基金事業は、機構が、科技イノベーション法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附帯する業務を行うものである。

2. 基金事業の実施に係る規則

機構は、基金事業の実施に当たり、必要な規則を定め、大臣の承認を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同様とする。

3. 基金事業の実施体制等

機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- (1) 基金事業の公募及び説明会に係る業務
- (2) 基金事業の事業者選定に係る業務
- (3) 基金事業の契約、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- (4) 基金事業の広報に係る業務
- (5) 基金事業の評価に係る業務
- (6) その他の基金事業管理に係る業務

4. 基金事業実施に関して事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

機構が、本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとする事ができるものとする。

5. 財産の管理等

- (1) 機構は、基金事業により機構が取得若しくは所有し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業実施中及び基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、基金事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 機構は、取得財産等について、取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。
- (3) 機構は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

6. 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- (2) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定めた期間を準用する。
- (3) 機構は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 第35.(3)の規定は、(3)の承認をする場合において準用する。

7. その他

- (1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、事業者に対し必要な改善を指導するものとする。
- (2) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うもの

とする。

附 則（平成31年3月15日20190313財産第7号）

この要領は、平成31年3月15日から施行（適用）する。

附 則（令和2年8月24日20200804財産第1号）

この改正要領は、令和2年8月24日から施行（適用）する。

別表

業務管理費の区分

区分	内容
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他大臣が必要と認める経費

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

財産処分承認申請書

産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領 第3 6.
(3)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

○ムーンショット型研究開発事業の実施に関する規程

平成31年3月19日

平成30年度規程第16号

一部改正 2020年2月6日 2019年度規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成するムーンショット型研究開発基金によるムーンショット型研究開発事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科技イノベ活性化法、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領、ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について及びムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及びムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

(事業の目的)

第3条 機構は、総合科学技術・イノベーション会議が決定するムーンショット目標（以下「MS目標」という。）及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する。

(事業の実施)

第4条 機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネ

ルギー・産業技術業務方法書第3章第1節及び第4節に準じて事業を実施する。

- 2 機構は、MS目標毎にプログラムディレクター（以下「PD」という。）の任命、研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）及びプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）の公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、戦略協議会における議論等を踏まえ、関係府省と連携し、関係する研究開発の戦略的かつ一体的な推進、中間評価・事後評価を含めた研究開発の進捗管理等を推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

（PDの任命等）

第5条 理事長は、MS目標及び研究開発構想の実現に向けて、適当と認められる外部有識者から、PDを委嘱する。また、理事長は必要に応じ、PDを補佐するサブPDを委嘱することができる。

- 2 理事長は、必要があると認める場合には、PD及びサブPD（以下「PD等」という。）の委嘱を解くことができる。
- 3 PD等の任期は、委嘱の日から理事長が定める日までとする。ただし、任期は原則5年とし、再任を妨げない。
- 4 PD等に対する謝金の額については、別表に掲げるとおりとする。
- 5 PD等に対する旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達（平成15年度機構達第12号）第3条の規定を準用し、同条の相当職は管理職とする。

（PM及びプロジェクトの公募・採択）

第6条 機構は、PM、プロジェクト及び実施体制等を含めた提案を募集し、PD等を含む外部有識者による審査を経て採択を決定する。

（PD等及びPMの利益相反）

第7条 機構は、PD等とPDが構築を担うポートフォリオ内の参加研究開発機関との間の利益相反については、ポートフォリオの構築又は見直しを行う場合に、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断し、必要に応じてその結果を公表するものとする。

- 2 利益相反の範囲については、NEDO技術委員・技術委員会等規程第27条第2項及び第35条第2項の規定を準用する。
- 3 機構は、前項の規定に該当する場合は、必要に応じて外部有識者の意見を聴

くものとし、原則としてPD等が審査や評価（PD等が利害関係者になる案件に限る。）に加わらないようにするものとする。

- 4 機構は、PMとPMが体制を構築するプロジェクトの参加研究機関との間の利益相反については、公募・採択時に、参加研究機関の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断するものとし、採択後の見直しを行う場合は、PD及び機構がその必要性、合理性、妥当性等を確認するものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日から施行する。

別表

(単位：円)

日額	時間単価
70,000	35,000

- ・ 時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。
- ・ 時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間の場合は、日額を適用する。
- ・ 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

○ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達

平成31年3月19日

平成30年度機構達第9号

一部改正 2020年3月10日2019年度機構達第12号

(目的)

第1条 この機構達は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成するムーンショット型研究開発事業を実施するための基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、産業技術実用化開発事業費補助金(ムーンショット型研究開発基金補助金)交付要綱及び産業技術実用化開発事業費補助金(ムーンショット型研究開発基金補助金)実施要領(以下「実施要領」という。)並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

(基金の造成)

第3条 機構は、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附随する業務(以下「基金事業」という。)を実施するため基金を造成するものとする。

2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣(以下「大臣」という。)による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができるものとする。

3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了

するまでとする。

(基本的事項の公表)

第4条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

(報告)

第5条 機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。

- 2 機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

(基金の経理等)

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(基金の管理及び運用)

第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

- 2 機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券
 - 二 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - 三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信

託の受益権

- 3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- 4 基金事業の実施に必要な事務に要する経費（以下「業務管理費」という。）は、別表によるものとする。
- 5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

（基金管理委員会）

第8条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
 - 二 基金の支出に関する重要事項
 - 三 その他基金の資金運用に関する必要事項
- 3 委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、総務部長、経理部長、主管部長をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、書面により委員会を開催することができる。
- 6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）

第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。

- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構は、実施要領中「8. 基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余

剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。

- 4 機構は、基金の管理の終了後において、機構が基金事業に係る経費を配分した対象者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附 則

この機構達は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（2019 年度機構達第 12 号）

この機構達は、2020 年 3 月 25 日から施行する。

別表

業務管理費の区分

区分	内容
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他大臣が必要と認める経費

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）
（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）
（抄）

（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（経済産業大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）（抄）

第 16 条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。)第 27 条の 2 に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けられた基金により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

2 基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標（経済産業大臣決定 平成 30 年 2 月 28 日）（抄）

（6）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。NEDO が本業務に積極的に取り組むことを促すため、下記の各業務にも上記の（1）から（4）の数値目標の一部を準用する。

①ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDO は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（PD）の任命、PM の公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・事後評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

○数値目標 1.1 の適用について

研究開発期間がより長期間に及ぶものであることから、ナショナルプロジェクトの実用化達成率については、達成水準を設定しないこととする。なお、ナショナルプロジェクトの実用化達成率の実績値と、ムーンショット型研究開発事業がナショナルプロジェクトと比較して研究開発リスクが極めて高いことを考慮して、ムーンショット型研究開発事業における採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）が目標とすべき実用化達成率

を推計したところ、その参考数値は、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも 10% 以上となる。また、これまで NEDO の研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組から得られた実績値を踏まえ、ムーンショット型研究開発事業による研究開発成果が将来もたらずアウトカムについても推計を行う。本業務の実施にあたっては、この推計を踏まえるものとする。

加えて、ナショナルプロジェクトの外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の 4 段階評点が最上位又は上位の区分となる比率についても、達成水準を設定しないこととする。

なお、事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の 4 段階評点が最上位又は上位の区分となる比率の実績値と、ムーンショット型研究開発事業がナショナルプロジェクトと比較して研究開発リスクが極めて高いことを考慮して、ムーンショット型研究開発事業におけるステージゲートを通過した採択事業が目標とすべき事後評価等における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の 4 段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を推計したところ、その参考数値は、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも 20% 以上となる。

○数値目標 1. - 2 の適用について

第 4 期中長期目標期間内に中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）について、外部評価委員会による中間評価項目のうち、「研究開発マネジメント」の評価項目の 4 段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第 4 期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも 70% 以上とすることを目標とする。

○数値目標 1. - 4 の適用について

ムーンショット型研究開発事業の研究開発成果は、技術シーズレベルのものであり、特定用途に限らず、幅広い製品・システムに組み入れられる可能性が見込まれることから、国際標準化への提案は、主に次期中長期目標期間以降になるものと考えられる。このため、ステージゲート通過時点における中間評価において、将来、国際標準化の提案を予定する事業数を開示するものとする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和元年度特定公募型研究開
発業務（ムーンショット型研究開発）に関す
る報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次の通りである。

経 済 産 業 大 臣

令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針に基づき、内閣府・経済産業省等と協議を行い、ムーンショット目標案の具体化やプログラムディレクターの任命、プロジェクトマネージャーの公募を行うなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項及び産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（20190313財産第7号）第2の4.の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。